

2 陳情第 2 号

<p>2 陳 情 第 2 号</p>	<p>「新宿区売買春を全面的に禁止する条例（新宿区売買春全面禁止条例）」を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催前までに制定するよう求める陳情</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>総務区民委員会</p>
<p>受 理 及 び 付 託 年 月 日</p>	<p>令和2年1月27日受理、令和2年2月20日付託</p>
<p>陳 情 者</p>	<p>新宿区新宿_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>代表 _____</p>

( 要 旨 )

売買春を新宿区内で全面的に禁止する「新宿区売買春を全面禁止する条例（新宿区売買春全面禁止条例）」を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催前までに制定するよう求めます。

( 理 由 )

1 近年、インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及等、情報通信技術の発達に伴い、今まで以上に売買春を行うことが容易な環境となっており、若者だけでなく様々な年齢層の男女が安易に売買春を行うなど、著しいモラルの低下が見られます。

また、経済的困窮から脱する手段として、売春を行わざるを得ない女性も多く見られます。

さらに、今年開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中は、海外から多くの観光客が日本に訪れることが予想され、オリンピック・パラリンピック期間中は、より多くの売買春が行われる恐れがあります。

このような女性達を守り、違法な売買春を未然に防ぐため、私たちは、「\_\_\_\_\_」を設立しました。

2 現行の売春防止法は、売春の周旋や場所の提供等、売春を助長する行為が処罰の対象となるほか、売春を行う恐れのある女子に対する補導処分・保護更生の措置について定められていますが、売買春行為が巧妙化し、警察も人員の制約等もあるため、厳格な取り締まり等はとても困難な状況であると思われまます。そのような中、私たちは、より厳格に売買春行為を摘発するするため、調査権や通報権を有する「売買春民間調査Gメン」の養成を図る予定です。これらの活動と合わせ、区でも売買春を全面的に禁止する条例を制定する必要があると考えます。

3 この「売買春全面禁止条例」は、ホテルや民泊等への性的サービスを目的とした女性の派遣を禁止するほか、金銭の授受があれば現行犯で110番通報ができる等の項目を盛り込み、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催前までに制

## 2 陳情第 2 号

定することで、インターネットや携帯電話・スマートフォン等を通じた性的サービスの交渉や勧誘を防止し、性的サービス業に従事する女性達の更生を支援することができるだけでなく、訪日外国人が安心して滞在できる環境整備に役立つと考えます。